

令和2年度介護老人保健施設備基本方針

第1 目的

この方針は、介護老人保健施設の整備に関し基本的な考え方を明らかにすることにより、施設の公正かつ公平な選定に資することを目的とする。

第2 基本方針

介護保険制度においては、高齢者が自らの選択に基づき、必要なときに必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの基盤の整備を図る必要がある。

介護老人保健施設は、要介護者等の心身の状況に応じて、適切な医療、看護・介護、リハビリテーション及びその他必要なサービスを提供することにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活への復帰と、復帰後の居宅における生活を支援する施設でなければならない。

施設整備にあたっては、こうした施設の役割及び機能を踏まえ、第7期県介護保険事業支援計画及び各市町村の計画数（令和2年度における介護老人保健施設の利用見込者数）（以下「整備目標数」という。）に基づく、保健福祉圏域ごとの整備状況を考慮し、均衡ある整備に努めるものとする。

第3 施設整備手続等

1 県への事前相談

(1) 介護保険法関係（長寿福祉推進課）

- ① 開設予定時期
- ② 入所者数
- ③ 療養室面積，廊下幅，病院・診療所との共用設備等
※図面（概略版で可）による確認
- ④ 療養室におけるプライバシー確保
- ⑤ その他

(2) 医療法関係（医療政策課）

- ① 法人の定款変更
- ② その他

2 開設予定地市町村への事前相談（介護保険事業計画担当課等）

県と同時期に相談。以降、適宜、県との手続の進捗状況等について情報共有を

行う。

3 開設許可に係る手続（長寿福祉推進課）

○ 開設許可申請書及び添付書類の提出

※ 原則，事業開始の30日前までに提出

<開設許可及び変更許可申請に係る手数料について>

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）に基づき，開設許可及び変更許可の申請者は，次の手数料を県に納めていただきます。

事務	名称	金額	納付時期
介護保険法第94条第1項の規定に基づく 介護老人保健施設の開設の許可	介護老人保健施設開設許可手数料	66,000円	許可申請のとき
介護保険法第94条第2項の規定に基づく 介護老人保健施設の変更の許可（構造設備 の変更を伴うものに限る。）	介護老人保健施設変更許可手数料	34,000円	変更許可申請の とき

※ 納入された手数料は返還されません。審査の結果，許可できない場合や都合により当該申請を取り下げられた場合も手数料は返還されません。

第4 施設の適正配置

特定地域への偏りを避け，適正な配置に留意するものとする。

なお，選定にあたって，同一市町村内で複数の整備計画がある場合においては，区域内の配置バランス，法人の財務状況，施設の規模・構造等を総合的に勘案して当該市町村が決定した優先順位を尊重することとする。

第5 その他

この整備基本方針に定めるもののほか，施設整備手続等にあたっては，原則として「介護老人保健施設の手引き」によるものとする。